

感染性廃棄物の管理体制・処理計画について

令和3年8月裁定

令和8年5月改正

科学分析支援センター長裁定

1. 廃棄物に係る特別管理産業廃棄物管理責任者

新美 智久（科学分析支援センター 内線：796343）

2. 処理計画

(1) 発生状況

本学大久保キャンパス内で実施する化学系実験、動物実験、医学系実験等に伴い発生。

(2) 分別方法

以下のとおり区分し、発生時点において感染性廃棄物と一般廃棄物を分別する。

・先の鋭利なもの（感染性廃棄物）

注射針、針付注射器、メス、ガイドワイヤー等

血液、血清、血漿及び体液（精液を含む）（以下「血液等」という）の付着したシャーレ、ガラス片等

・液状及び泥状のもの（感染性廃棄物）

血液等、病原体の培地等

・固形状のもの（感染性廃棄物）

動物の死体、病理廃棄物（臓器、組織、皮膚等）、血液の付着したガーゼ、紙、手袋、エプロン等、病原体を扱った実験器具等

・上記以外の廃棄物（一般廃棄物）

(3) 学内の収集・運搬・排出方法

・先の鋭利なもの

【人体から取得された試料及び病原体に関係する場合】

各実験室において保管。処理業者の回収日に、保管場所で処理業者へ引き渡す。

【人体から取得された試料及び病原体に関係しない場合】

各実験室もしくは集積場である洗浄室において保管。各実験室保管分については処理業者の回収日に集積場へ集約。集積場で処理業者へ受け渡す。

・液状及び泥状のもの、固形状のもの

腐敗するおそれがあるため、(4) 梱包方法により梱包する。

【人体から取得された試料及び病原体に関する場合】

各実験室の冷凍保管場所において保管。処理業者の回収日に、保管場所で処理業者へ引き渡す。

【人体から取得された試料及び病原体に関係しない場合】

各実験室もしくは所定の冷凍保管場所において保管。処理業者の回収日に集積場へ集約。集積場で処理業者へ受け渡す。

(4) 梱包方法

- ・先の鋭利なもの
黄色のバイオハザードマークのある、耐貫通性かつ蓋のついた堅牢な容器に封入。
- ・液状及び泥状のもの
赤色のバイオハザードマークのある、二重のビニール袋に封入。
- ・固形状のもの
橙色のバイオハザードマークのある、二重のビニール袋に封入。

(5) 保管方法

- ・先の鋭利なもの
処理業者回収日まで、上記梱包方法、場所で保管。
保管場所は関係者以外立ち入れないように、適切な注意表示。
- ・液状及び泥状のもの
処理業者回収日まで、上記梱包方法、場所で保管。
保管場所は関係者以外立ち入れないように、適切な注意表示。
- ・固形状のもの
処理業者回収日まで、上記梱包方法、場所で保管。
保管場所は関係者以外立ち入れないように、適切な注意表示。

(6) 収集・運搬業者及び処分業者の許可証、委託契約の写し

科学分析支援センターにて写しを保管。

(7) 緊急時の関係者への連絡体制

別図のとおり。

3. 処理状況の帳簿記録及び保存

科学分析支援センターにおいて、紙マニフェスト、もしくは電子マニフェストの電磁的記録により保存。

別図

